

居宅訪問型児童発達支援に係る
報酬・基準について
《論点等》

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

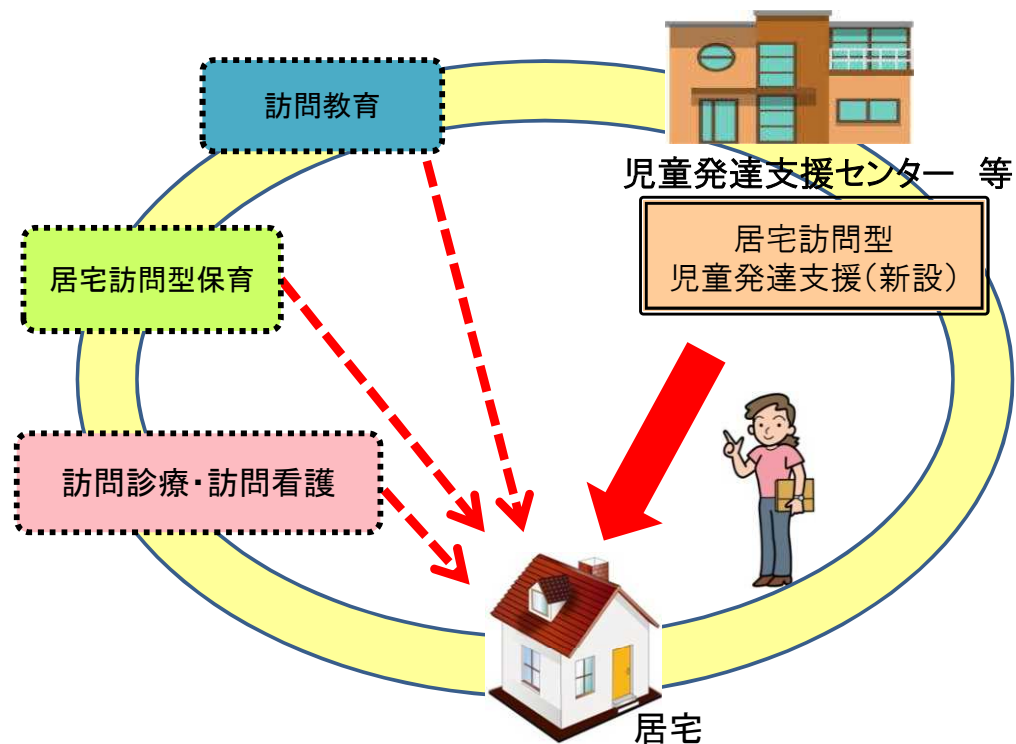
- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

概要

重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを創設する。

児童福祉法の条文

第六条の二の二

⑤ この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして①厚生労働省令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練②その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

具体的内容①

(対象者について) A(法定事項)又はB(省令事項) かつ C(法定事項)

A 重度の障害の状態(法定事項)

B (a) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 = 医療的ケア児
(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

C 児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児(法定事項)

※重度の障害の判定は、各種手帳の重度判定(身体障害者手帳1・2級相当、療育手帳重度相当、精神障害者保健福祉手帳1級相当)を基本とする予定。

具体的内容②

(サービスの内容について)

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施とする。

※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	○児童発達支援等の上乗せの定員として同じ給付費体系が必要である。	全国児童発達支援協議会

居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準に係る論点

居宅訪問型児童発達支援に係る論点


論点1 サービスの対象者像

論点2 支援内容


論点3 職員配置等

論点4 基本報酬、加算


【論点1】 サービスの対象者像

- 重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して発達支援の提供を行う支援であることを踏まえ、サービスの対象者像をどのように考えるか。

- 重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や免疫抑制剤の服薬により感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合を対象としてはどうか。
- 単なる見守りなど障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用を必須とすべきではないか。


【論点2】 支援内容

- 居宅訪問型児童発達支援の支援内容をどのように考えるか。

- 児童発達支援や放課後等デイサービスと同様に、障害特性に応じた障害児の成長を促すための個別支援を行うとともに、将来的に障害児通所支援の集団生活に移行していくために必要な支援、それらに付随する家族支援(相談援助)を行うこととしてはどうか。

【論点3】 職員配置等

- 適切な支援の提供及び質の担保を図る観点から、居宅訪問型児童発達支援事業所の職員配置をどのように考えるか。

- 重度の障害児を支援することが想定されていることから、有資格者であり、かつ、障害児に対する直接支援の経験が一定程度ある者を訪問支援員として配置すべきではないか。
- その他人員や設備基準については、保育所等訪問支援と同様としてはどうか。

【論点4】 基本報酬、加算

- 居宅訪問型児童発達支援で行うサービス内容を踏まえ、基本報酬及び加算をどのように考えるか。

- 居宅訪問型児童発達支援の基本報酬は、訪問先において発達支援を提供する保育所等訪問支援を参考としてはどうか。
- また、専門性の高い人員配置を評価するため、保育所等訪問支援同様、訪問支援員特別加算を設けてはどうか。
- 通所施設への移行支援(引継業務等)を評価することを検討してはどうか。

居宅訪問型児童発達支援の対象者イメージについて

対象者(法令)

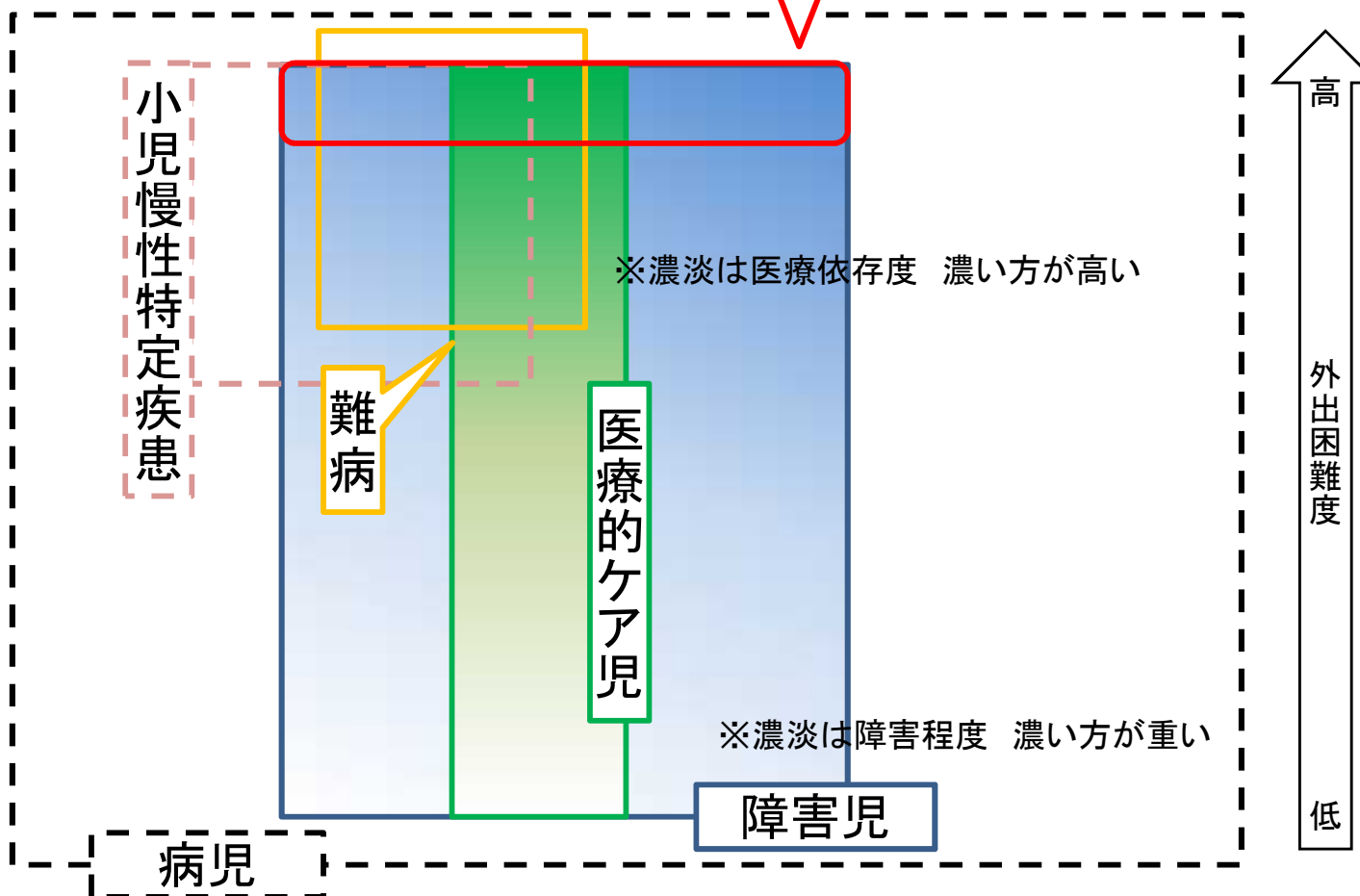
法律: 重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なもの

省令(案): (a) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合
= 医療的ケア児
(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

対象者(イメージ)

※実線は概ね状態が固定した状態にあるもの
点線は状態が固定されていないもの

対象者



現行の保育所等訪問支援の概要

○ 対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児。

○ サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

○ 人員配置

- 訪問支援員 訪問支援を行うために必要な数
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○ 設備基準

- 専用の区画
 - ・専用の事務室が望ましい(他の事業と同一の事務室も可)
 - ・利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する
- その他必要な設備及び備品を備えること

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

916単位

■ 主な加算

訪問支援員特別加算(375単位)

→ 作業療法士や理学療法士、保育士等の専門性の高い職員を配置した場合に加算。

特別地域加算(基本単位数の15%)

→ 中山間地域等に居住している者に対して支援を提供した場合に加算。

疾病等により外出が困難な障害児に対する支援

	訪問教育	居宅訪問型保育	訪問看護	居宅介護
概要	障害が重度・重複していて特別支援学校等に通学困難な児童生徒に対し、教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育	保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる幼児であって満3歳以上のものも対象) ※平成27年4月1日から子ども子育て支援新制度の中で開始	疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対しその者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を効果的に行う。
対象者	障害が重度・重複していて特別支援学校等に通学困難な児童生徒	保育の必要性の認定を受けた乳幼児のうち、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難である等と認められた乳幼児	居宅において継続して療養を受ける状態にあり、通院困難な患者で、要介護と認定された者。	障害支援区分1以上障害児はこれに相当する心身の状態である者。
訪問者	特別支援学校の教員	家庭的保育者1人につき乳幼児1人 ※家庭的保育者が保育士や看護士(准看護師含む)である場合には加算あり	看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者など
利用日数等	児童の状態次第 (週3日、1回2時間程度)	保育の必要性の限度内で利用 ※月平均275時間程度(保育標準時間認定)又は月平均200時間程度(保育短時間認定)	保険給付の対象となるのは通常週に1～3回まで。1回の訪問は30～90分基本。	認定次第